

横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 6 月 18 日 こ子第 353 号（副市長決裁）

最 近 改 正 令和 6 年 4 月 1 日 こ保運第 377 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施要綱（令和 6 年 4 月こ保運第 378 号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業の補助金の交付について、必要な手続きを定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び実施要綱の例による。

（補助金交付対象）

第 3 条 市長は、当該事業を実施する幼稚園設置者（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助額）

第 4 条 補助の対象とする経費は次の各号に定めるものとする。

（1）開設準備費

当該事業の開設に必要な修繕や備品等に要する経費

（2）運営費

ア 経常費

事業実施のために必要な職員、調理員の費用、保育材料費、処遇改善に要する経費

イ 特別支援補助費

障害児など個別に支援を必要とする児童を保育するために必要な人件費、環境整備等に要する経費

ウ 登園時の持ち物負担軽減事業費

横浜市登園時の持ち物負担軽減事業実施要綱（令和 6 年 4 月 1 日こ保運第 9 号）第 5 条に定める取組にかかる経費

2 補助金の額は、別表に定める通りとする。ただし、運営費補助の算定に使用する額は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）により、国の定めるところに基づいた額とする。なお、前述の国の定めるところに基づいた額とは、特段の事情のない限り、当該事業を実施する毎年度 4 月 1 日時点に公表されている金額を使用し算定する。

また、前項第 2 号のア及びイは、月途中で補助対象または、補助対象外となった児童については、下記の算式 1 又は算式 2 を用いて、日割りにより算定する。なお、下記の算式により得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。

算式 1 月途中で利用を開始した児童に係る補助金の算定方法

当該児童の補助額(月額)×その月の月途中からの利用開始日からの開所日数÷25 日

算式2 月途中で利用を終了した児童に係る補助金の算定方法

当該児童の補助額(月額)×その月の月途中の利用終了日の前日までの開所日数÷25日

(補助対象児童)

第5条 本事業の補助対象児童は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施要綱第2条第2号に規定する児童とする。

2 前項について、3歳の誕生日を迎えた児童については、継続して保育を必要とする要件を満たしているか園が確認すること。

3 補助対象児童においては、受入れ時点だけではなく、受入れ期間中においても保育を必要とする要件に該当し続けていることを要件とする。

4 保育を必要とする児童であることの確認については、受入れ時に教育・保育給付認定決定通知書により幼稚園において行うこととする。

5 前項の確認において、幼稚園は、当該児童の保育時間を設定し、本事業の利用について保護者と契約をすること。保育時間については、実施要綱第3条第1号の開所時間の範囲内で、教育・保育給付認定決定通知書に記載された保育必要量が短時間の場合は8時間、標準時間の場合は11時間に設定すること。

6 幼稚園は、第4項の確認にあたり、毎月1日現在の補助対象児童について横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿（第1号様式）を用いて市長へ報告する。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、各年度の補助事業等の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（運営費補助）（第2号兼第14号様式）もしくは横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付申請書（開設準備費）（第3号様式）を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類は、次の各号に規定する様式を用いなければならない。

（1）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金事業実施計画書兼実績明細書（第4号様式兼第12号様式）

（2）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金専任担当職員名簿（第5号様式兼第16号様式）

（3）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支予算書（第6号様式）

4 開設準備費補助について、交付決定後の事情の変更により、内容を変更して再度交付申請を行う場合の手続には、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金開設準備費補助金変更交付申請書（第7号様式）を用いなければならない。

(交付決定通知)

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第8号様式兼第20号様式）により行うものとする。ただし、第8条第1項第1号の経費に係る交付決定通知は横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金交付決定通知書（第9号様式）により行うものとする。

2 前条第4項に定める変更交付申請に対する交付決定は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金開設準備費補助金変更交付決定通知書（第9号様式の2）により行うものとする。

3 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金不交付決定通知書（第10号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日後の日とする。

(実績報告)

第9条 補助金規則第14条第1項第1号により、設置者は以下に定める通り当該事業の実績を市長に報告しなければならない。

2 第8条第1項第1号に係る経費について、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金実績報告書(第11号様式)に次の各号の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金(開設準備費)収支計算書(第13号様式)

3 第8条第1項第2号に係る経費について、設置者は第13条第2項に基づく交付の申請を行うときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付申請書兼実績報告書(運営費補助)(第2号兼第14号様式)に次の各号の書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金事業実施計画書兼実績明細書(第4号様式兼第12号様式)

(2) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿(第15号様式)

(3) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金専任担当職員名簿(第5号様式兼第16号様式)

(4) 専任担当職員の処遇が改善・維持されていることが確認できる書類

また、設置者は当該年度の補助事業が終了したときに、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金収支報告書(第17号様式)に横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金収支計算書(第18号様式)、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金人件費の支出状況(第19号様式)を添えて市長に報告しなければならない。

4 補助金規則第14条第1項2号及び3号の規定による書類の添付については省略できるものとする。

5 開設準備費において、補助金規則第24条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合、補助金規則第14条第1項4号及び5号に基づき、次の各号の書類を添付して報告しなければならない。

(1) 入札の結果がわかる書類又は見積書の写し

(2) 市内事業者であることを証する書類又はその写し

(補助金額の確定通知)

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(第8号様式兼第20号様式)及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金確定通知書(第21号様式)により行うものとする。

(補助金交付時期の例外)

第11条 第8条第1項第1号に定める開設準備費については、補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、概算払いとする。

3 概算払いにより補助金を受領した場合は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金実績報告書(第11号様式)に必要事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

(補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金請求書(第22号様式)により行わなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金規則第25条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であつて、価格が単価50万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年内閣府告

示第 424 号。)に定めるとおりとする。

ただし、老朽化により代替施設を整備する場合の取壊しについては、処分を制限しないこととする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 設置者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第 23 号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(補助金に関する調査)

第 15 条 市長は、補助金の執行状況について必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は職員をして調査させることができる。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 17 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の規定は、令和 2 年度以降の補助事業について適用し、令和元年度までの補助事業については、なお従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 10 月 21 日から施行する。ただし、第 8 条第 2 項に定める補助金の額については、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金請求に係るものから適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。ただし、第4条第2項に定める補助金の額については、令和5年度分の補助金請求に係るものから適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金請求に係るものから適用する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上、使用することができる。

別表（第4条第2項）

開設準備費 (初年度のみ)		7,000,000 円（上限）			
運営費 補助 (児童 一人あ たり・ 月額)	経常費補助額	実施類型 利用時間	給食実施あり (自園または連携施設 からの搬入)	給食実施あり (外部搬入)	給食実施なし
		8 時間利用	87,880 円	77,580 円	69,580 円
		11 時間利用	91,610 円	80,850 円	72,850 円
	特別支援補助 額	8 時間利用	76,600円		
		11時間利用	105,300円		
	登園時の持ち 物負担軽減補 助	対象児童の保護者がおむつの持参を 行わないことに繋がる取組		対象児童の保護者がおむつ以外の物品の持参を 行わないことに繋がる取組	
		1,000円		500円	

(1)「給食実施あり」の施設は、補助対象児童全員に無料で給食を提供することを原則とする。

(2) 次のいずれの要件も満たさない場合は、運営費補助額（児童一人あたり・月額）から 1,820 円を減額して交付する。

ア 「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業における保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時補助により処遇改善した専任担当職員の賃金水準を維持している。

イ 2歳児受入れ専任担当職員の賃金水準が神奈川県「学校法人立の私学助成園に勤務する幼稚園教諭等の処遇改善に係る補助金」もしくは「横浜市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により処遇改善した他の職員と同等である。

ウ その他、2歳児受入れ専任担当職員の賃金水準が改善・維持されていると市長が認めたとき。

※賃金水準を比較する際は、経験や勤務条件等が同等の職員と比較することとする。

年度 横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金
利 用 児 童 名 簿
(年 月 分)

幼稚園名 _____

児童氏名 (生年月日)	住 所	※ 1 該 当 区 分	※ 2 保 育 必要量	新規又は継続	備考
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	
(. .)			短時間 標準時間	新規 ・ 継続	

↑横浜市外在住の園児は
補助対象外です。

※ 1 該当区分の欄には、保育を必要とする理由について、下記より該当する番号を記入してください。
①居宅外労働 ②居宅内労働 ③出産等 ④疾病等 ⑤病人の介護等 ⑥家庭の災害 ⑦その他
該当区分が「⑦その他」である場合は、備考欄に具体的理由を記入してください。

※ 2 保育必要量の欄には、教育・保育給付認定決定通知書に記載の保育必要量（短時間又は標準時間）に○をつけてください。

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
交付申請書兼実績報告書（運営費補助）

横 浜 市 長

法人所在地 _____

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 幼稚園名 _____

2 交付申請金額 _____ 円

3 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金事業実施計画書兼実績明細書
（第4号様式兼第12号様式）

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿（第15号様式）

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金専任担当職員名簿（第6号様式兼第16号様式）

（ ） 横浜市登園時の持ち物負担軽減事業実施届出書

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金利用児童名簿（特別支援）（第2号様式の2）

（ ） 保育状況調査票（特別支援）（第2号様式の3）

（ ） 給与規定（賃金規定）

（ ） 処遇改善チェックリスト

（ ） 利用者向けパンフレット

年度
横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金
利用児童名簿(第 四半期分) (特別支援)

園名: _____

クラス 年齢	園児氏名	生年月日	月極め対象期間	備考
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	
			新規・継続 月・月・月	

↑ 該当月を○で囲んでください。

保 育 状 況 調 査 票

記入欄市	
------	--

※保護者の同意を得たうえで、すべての欄を必ずご記入ください。

園 名		申 請 状 況		通保 園育 頻時 度間	日程度	
		令和 年度				
		令和 年度			時間程度	
園児名（上段フリガナ）		生年月日		年 月 日	測定日	
				現在の満年齢	歳	身長
		()		年 月 日		cm
				現在の満年齢	歳	体重
						kg
病名(診断名)または 判定内容		医療的 ケア児				
通院・通所して いる機関等の 名称		(に 回程度利用)				
障害状況 ※左詰め番号昇順						基本的状況を別表から 選び、1～7までの番号 で記入(複数入力可)
						県への申請
						就学猶予 免 除
各種 の有無 手帳		①			②	
		交付年月日 判定年月日 次回の判定 判定機関			交付年月日 判定年月日 次回の判定 判定機関	
診断書 の有無 または	発行機関	①			②	
	発行日					
	内容 診断・判定 名など					
	特記事項					

I 発達の状況と個別指導の配慮程度

1 基本的生活習慣と配慮の状況について

項目	発 達 の 状 況	個別指導の配慮程度
食事		
排泄		
衣服		
特 発 達 事 項 通		

2 身体機能と配慮の状況について

項目	発 達 の 状 況	個別指導の配慮程度
視力		
聴力		
歩行		
手の機能		
まひ		
特 発 記 達 事 経 項 過		

3 言語活動の機能と配慮の状況

項目	発 達 の 状 況	個別指導の配慮程度
理解		
表現		
特 発 記 達 事 経 項 過		

4 対人関係・社会性と配慮の状況について

項目	発 達 の 状 況	個別指導の配慮程度
遊び		
保育 参加		
特 発 記 達 事 経 項 過		

5 身体的健康と配慮の状況について

項目	発 達 の 状 況	個別指導の配慮程度
ひきつけ		
内臓疾患		
特 発 記 達 事 経 項 過	※てんかんの場合、発作の頻度 年に 回程度	

6 医療的ケアの状況について（医療的ケア児に該当する場合のみ記入）

項目	必 要 な 医 療 的 ケ ア														
ケアの内容	経管栄養			吸引			導尿			血糖管理			酸素療法		
ケアの実施者								ケアの頻度							
特 発 記 達 事 経 項 過	※必要な医療的ケアの状況について詳しくお書きください														

7 その他状況について

項 目	問 題 行 動	有無	専門機関による相談・指導内容
多 動 傾 向	むやみに走ったり、とびはねたりの多動		
破 壊 行 動	すぐかつとなり、自他の物を故意に損壊する		
常 同 行 動	長時間、機械的に同じ行動を繰り返す		
自 傷 行 為	自分の体を故意にいためたりする		
異 常 な 習 癖	集団生活の中で自他に困るくせ		
と じ こ も り 傾 向	自分の世界に閉じこもり、人との接触や関心がうすい		
恐 慌 傾 向	かつとなるとわからなくなり、泣き叫んだりして手におえない		

記入年月日		記入者氏名	
-------	--	-------	--

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
交付申請書（開設準備費）

横 浜 市 長

法人所在地 _____

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて申請及び実績報告します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 幼稚園名 _____

2 交付申請金額 _____ 円

3 申請する補助金の種類

（ ）概算払い（前払い）

（ ）精算払い（後払い）

4 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支予算書（第6号様式）

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
事業実施計画書兼実績明細書

1 事業概要

事業実施期間	年 月 から 年 月まで
実施曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土
開所日数	日/年
実施日数	日/年
開所時間	時 分 から 時 分 まで (8時間開所 11時間開所)
利用児童の受入枠	人
受入れ開始年齢	☐ (歳 ヲ月) ☐ その他 ()
給食の実施の有無	☐ あり (自園または連携施設からの搬入) ☐ あり (外部搬入等) ☐ なし
持ち物負担軽減	☐ おむつの持参をなくす取組 ☐ おむつの持参およびおむつ以外の持参をなくす取組

2 事業実施状況

(1) 月極補助対象者

預かり時間	利用時間	
	8時間	11時間
	利用人数	利用人数
月		
月		
月		
合計	人	人

① ②

(2) 日割り補助対象者

預かり時間	8時間		11時間	
	利用人数	在籍日数	利用人数	在籍日数
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
月				
月				
月				
合計	人		人	

③ ④

3 運営費補助 ☐ 別表（第8条第2項）で定める2歳児受入れ専任担当職員の賃金水準の要件を満たしている

① 8時間

① 補助額（月額）

人 × 円 = 円

② 11時間

② 補助額（月額）

人 × 円 = 円

8時間（日割り対象者）

③ 補助額（月額）÷25日

日 × 円 = 円

11時間（日割り対象者）

④ 補助額（月額）÷25日

日 × 円 = 円

運営費補助計

円

4 特別支援補助

① 8時間

① 補助額（月額）

人 × 円 = 円

② 11時間

② 補助額（月額）

人 × 円 = 円

8時間（日割り対象者）

③ 補助額（月額）÷25日

日 × 円 = 円

11時間（日割り対象者）

④ 補助額（月額）÷25日

日 × 円 = 円

特別支援補助計

円

持ち物負担軽減費

人 × ヲ月 × 円 = 円

5 開設準備費補助

円

6 合計

円

年度 横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金
専任担当職員名簿

幼稚園名 _____

1 専任担当職員

職員氏名	生年月日	常勤・非常勤の別	資格の種類
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	
		常勤・非常勤	

2 添付書類

（１）資格証、免許状又は研修修了証等の写し（第16号様式として提出する場合は添付不要）

- 注 1） 2 歳児受入れ推進事業を専任担当する職員のみ記入してください（学級担任等との兼任は不可）。
- 注 2） 公定価格及び私学助成経常費補助等他の補助金の交付対象となる職員は記入できません。
- 注 3） 上記の専任担当職員に変更が生じた場合、当名簿を再提出してください。

年度 横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）
収支予算書

幼稚園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入 （開設準備費）	_____ 円	工事費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
その他収入	_____ 円	備品費 内訳	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります。

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
開設準備費補助金変更交付申請書

横 浜 市 長

法人所在地 _____

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____

年 月 日付 第 号より補助金の交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業について、次のとおり変更をしたいため、関係書類を添えて申請します。

なお、当該事業の実施につきましては、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第3条の要件に基づき実施いたします。また、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 幼稚園名 _____

2 当初交付決定金額 _____ 円

3 変更交付申請金額 _____ 円

4 変更が生じた理由

5 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ） 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支予算書（第6号様式）

第 号
年 月 日

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
交付決定通知書兼確定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、
次のとおり条件をつけて交付することを決定し、その額を確定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金交付決定兼確定額 _____ 円

3 支払時期

4 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

第 号
年 月 日

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
開設準備費補助金交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業開設準備費補助金については、次のとおり条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金交付決定額 _____ 円

3 支払時期

4 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 事業完了後、速やかに横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金実績報告書を提出してください。補助金申請額は、見込みに基づき交付決定額を算出していますので、実績報告書に基づいて補助金額を変更することがあります。
- (3) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

第 号
年 月 日

法人名 _____

法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
開設準備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、次のとおり交付額を変更し、条件をつけて交付することを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 補助金変更交付決定額 _____ 円

3 支払時期

4 交付条件

- (1) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱、横浜市補助金等の交付に関する規則の定めに従ってください。
- (2) 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告及び返還を行ってください。

第 号
年 月 日

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
不交付決定通知書

先に申請のありました 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金については、次のとおり不交付とすることを決定しましたので、通知します。

1 幼稚園名 _____

2 不交付の理由

年 月 日

年度 横浜市私立幼稚園2歳受入れ推進事業
開設準備費補助金実績報告書

横 浜 市 長

法人所在地

法 人 名

法人代表者職氏名

年 月 日 号により交付決定を受けた横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
補助金について、次のとおり実績報告をします。

1 幼稚園名

2 補助金受領金額 円

3 補助金受領年月日 年 月 日

4 執行金額 円

5 差引残額 円

6 添付書類

添付する書類について（ ）内に○を付けてください。

（ ）横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）収支計算書（第13号様式）

（ ）工事請負契約書、工事完了届、工事業者の請求書・領収書の写し

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金（開設準備費）
収支計算書

幼稚園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入 （開設準備費）	_____ 円	工事費	_____ 円
		内訳	
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
その他収入	_____ 円		
		備品費	_____ 円
		内訳	
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
		_____	_____ 円
合 計	_____ 円	合 計	_____ 円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります。

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
利 用 児 童 名 簿

幼稚園名 _____

	児童氏名 (生年月日)	利用 開始日	利用 終了日	※保育必要量	利用回数			備考
					月	月	月	
月極補助対象者	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
	(. .)			短時間 標準時間				
日割り補助対象者	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				
	(. .)	(. .)	(. .)	短時間 標準時間				

※ 保育必要量の欄には、教育・保育給付認定決定通知書に記載の保育必要量（短時間又は標準時間）に○をつけてください。

年 月 日

横 浜 市 長

所 在 地

法 人 名

法人代表者職氏名

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
収支報告書

横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金交付要綱第16条に基づき、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金の収支について、関係書類を添えて報告します。

1 幼稚園名

2 提出書類

（1）収支計算書（第18号様式）

（2）人件費の支出状況（第19号様式）

年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
収支計算書

幼稚園名 _____

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
横浜市補助金収入	円	人件費	円
		専任担当職員分	円
		その他	円
利用料収入	円	保育教材費	円
		給食代	円
		おやつ代	円
その他収入	円	その他支出	円
			円
			円
			円
合 計	円	合 計	円

注) 対象経費よりも横浜市補助金収入と利用料収入の合計額が支出金額を上回る場合、補助は減額となります

年度
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金
人件費の支出状況

幼稚園名：

(金額單位：円)

[illegible]

法 人 名 _____
法人代表者職氏名 _____

横 浜 市 長

年度 横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業
開設準備費補助金確定通知書

先に交付決定した _____ 年度横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業補助金については、
実績報告に基づき、交付額を次のとおり確定したので通知します。

- 1 幼稚園名 _____
- 2 補助金確定額 _____ 円



年度 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
請求書

円

年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____

法 人 名 _____

法人代表者職氏名 _____ (印)

幼稚園名 _____

振込先金融機関

銀 行 名	
支 店 名	
口 座 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	

本件振込みについては上記名義人宛振込願います。

設置者名（法人名） _____

法 人 代 表 者 職 氏 名 _____ (印)

（留意事項）請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地 _____
法 人 名 _____
法人代表者職氏名 _____
幼稚園名 _____

**横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書**

年 月 日付第 号により交付決定を受けた、 年度横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

_____ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

_____ 円

3 添付書類

- （1）積算内訳報告書
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- （3）課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写）

積算内訳報告書

- 1 幼稚園名 _____
- 2 代表者職氏名 _____
- 3 園の所在地 _____
- 4 補助事業名 横浜市私立幼稚園 2 歳児受入れ推進推進事業補助金
- 5 補助金確定額 _____ 円

6 概要

(1) 消費税の申告の有無

有・無

(2) 消費税の申告が有る場合

ア 補助金の使途の内訳

区分		課税仕入	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分	非課税仕入	合計
経費の内訳							
	計						

イ 課税売上割合

ウ 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

(3) 消費税の申告が無い場合

- ☐ 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
- ☐ 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 特定収入割合が 5 % を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 補助金の使途が全て非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない
- ☐ (その他)